

# 公証人業務簡素化に抵抗

## 定款認証 法務省、手数料を維持

法務省と検察庁が早期退職を促す検事正クラスの幹部らに公証人ポストをあっせんしていた問題で、公証人による会社などの定款認証の簡素化が政府の検討会で議論された際、同省の反対で前面での認証手続きや一律5万円の手数料が維持されていたことがわかった。公証人の年間平均手数料収入約3000万円のうち、定款認証分は3分の1を占めており、複数の検討会の元委員は「法務省がOBの利権を死守した」と指摘している。

## 「OBの利権」指摘 政府検討会元委員

定款 株式会社や社団法人など  
の事業目的や商号・名称、組織  
など運営の根本ルールを定めた「法  
人の憲法」。設立時に公証人の認  
証が義務付けられる。株主のない  
同会社は認証の必要がない。

務省は「面前確認が不正な起業への抑止になる」と主張。8人の委員全員が面前確認の廃止で一致したが、同省は「負の側面が懸念される」と譲らなかった。

定款認証は、委任状があれば司法書士など代理人でも手続きが可能だ。さらに、認証後の変更にも公証人は関与しない。委員からは「現行でも起業家本人から面前確認していない」との意見が出たが、同省は「代理人でも直接確認することで信頼性は増す」と主張し、廃止に抵抗。代替案として、スマートフォンなどを通じた面前確認を提示した。

内閣府によると、全国の公証人が定款認証で得る手数料の総額は年約50億円で、全国497人（3月末現在）の公証人1人あたり年約1000万円に上る。委員から「5万円を払う納得感に乏しい」「起業家に

は大きな負担だ」など手数料の積算根拠を求める意見も出たが、同省は「当事者の利益と物価動向などを総合的に考慮している」と回答しただけだった。

検討会の事務局は▽電子署名で申請者が特定可能な場合は面前確認を撤廃▽モデル定款を利用した電子定款は公証人の認証を撤廃▽など全委員が賛同した意見

## 定款審査「面談10分」

検討会における法務省の姿勢に、当時の委員からは失望の声が相次ぐ。「面前確認にこだわる法務省の主張は理解できない。何のための議論だったのか。元委員で起業支援を行う創業手帳の大久保幸世社長はそう嘆く。同様に元委員で日本商工会議所・栃原克彦事務局長も「なぜこんな無駄が

残るかと言えば、結局は法務省が検察OBの利権を守りたいからだろう」と話す。定款認証では、定款が起業家の意思に基づき作成されたのかや内容の適法性などが審査されるが、「定型性が極めて高く、公証人との面談時間は10分」との指摘もある。

そこで同省は定款認証の簡素化が議論されていた昨年1月、急ぎよ公証人に関する有識者研究会を発足。会社の実質的経営者が暴力団関係者かどうか公証人が審査する仕組みを導入するとして、同年11月に公証人法施行規則を改正した。

審査では、実質的経営者が暴力団関係者かどうか、公証人が起業家側に書面で申告させるなどしている

見をまとめた最終報告書案を提示。しかし、同省は反対の意見書を出し、「この施策を所管省庁として実行できない」と訴えた。

その結果、検討会が18年5月にまとめた最終報告書から面前確認や認証の撤廃は削除され、簡素化に向けた改善策は、同省が提案したスマホなどを通じた面前確認にとどまった。

が、東京都内で公証人に就く元検事正は「暴力団が起業したとしても組員を経営者に置くわけがなく、見抜くのは難しい」と漏らす。

元検察官や元裁判官が99%の公証人ポストを占める東京や大阪では定款認証の需要は特に多い。元検察幹部の一人は「電子化が進めば、定款認証に公証人は必要なくなる。都心の公証人の収入が減るのを防ぐため、法務省が徹底抵抗したのだろう」とみる。

### ◆検討会での主なやり取り（議事録による）

#### 定款認証の簡素化

委員

面前でやっている真正性の確認を簡素化すると、なりすましなど不正な起業の増加など負の側面が懸念される

法務省

目の前で話をしないといけないという心理的な圧迫で、詐欺をやろうと思っていた人があきらめるのか

そういう部分がある

それはない

代理人への委任が認められている

書面だけで判断するのに比べ、本人が作成したことを代理人から面前で確認できることで信頼性が増す

説明を聞いていて気の毒に思う。本心ではない説明をされている。不正な起業・犯罪を防止できるのかについて何一つ合理的な説明がない

事務局

代理人が認められている以上、間接のやり取りしかない。法務省の主張に根拠がない

#### 手数料の根拠

委員

定款の手数料5万円がボトルネックになる

法務省

事務の内容や、当事者が受ける利益に加え、物価の動向などを総合的に考慮している

### ◆定款認証の簡素化を巡る動き

検討会開始時	現在
・役場に出向き、公証人の面前で定款を確認	・テレビ電話での面前確認が可能に
・手数料5万円	・実質的経営者が暴力団関係者かどうか公証人が起業家側に申告させる
	・手数料5万円